

国家試験等の実施方法の他事例調査及び非PBT方式の試験に係る基礎調査等の公募について

高圧ガス保安協会
試験・教育事業部門

高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）では、別添1の公募要領により、国家試験等の実施方法の他事例調査及び非PBT方式の試験に係る基礎調査等を委託する事業者を募集することといたしましたので、お知らせします。

添付文書は次のとおりです。

別添1 公募要領

様式1 入札参加申込書

様式2 誓約書

様式3 機密保持に関する誓約書

別添2 国家試験等の実施方法の他事例調査及び非PBT方式の試験に係る基礎調査等に係る仕様書

別添3 入札要領

様式4 入札書

様式5 入札辞退届

様式6 委任状

別添4 国家試験等の実施方法の他事例調査及び非PBT方式の試験に係る基礎調査等に係る請負契約書 案

本件担当及び問合せ先

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門 業務管理G オンライン講習推進T （担当者）木村、柴野

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

TEL：03-3436-6102 FAX：03-3459-6613

e-mail：seminar@khk.or.jp

公募要領

国家試験等の実施方法の他事例調査及び非PBT方式の試験に係る基礎調査等の受託者の選定に係る入札の参加者を、下記の要領により公募します。

記

1 目的 高圧ガス保安法における国家試験の在り方を検討するため、他法令の国家試験等における非PBT方式の試験の実施状況を調査するとともに、CBT念頭とした非PBT方式の試験に関する学術的、技術的な基礎調査及び市場の動向調査を行い、高圧ガス保安法における検討に資するよう取りまとめることを目的とする。

2 入札事項

(1) 件名

国家試験等の実施方法の他事例調査及び非PBT方式の試験に係る基礎調査等

(2) 作業内容

国家試験等の実施方法の他事例調査及び非PBT方式の試験に係る基礎調査等。詳細は別添2の仕様書に記載する。

3 入札方法

(1) 参加登録

入札参加希望者は必ず参加登録をすることとし、次に定める書類を令和4年10月14日(金)から令和4年10月27日(木)12:00までの期間中に提出すること。郵便については、同期間までの下記担当者到着分を有効とする。また、提出された書類は、入札参加の有無にかかわらず返却を行わない。

なお、上記登録受付期間中に提出された書類の補正は、同期間中に限り受け付ける。また、必要書類を全て提出している場合に限り、提出された書類の形式的な不備については、審査受付期間後であっても令和4年11月2日(水)まで補正を受け付ける。ただし、協会は入札参加登録希望者に補正の必要性を通知する義務を負わない。

<提出書類>

- ① 会社案内
- ② 直近3年分の財務諸表(債務超過又はそれに類する状態¹にないこと²がわかる書類)
- ③ 様式1の入札参加申込書
- ④ 様式2の誓約書
- ⑤ 様式3の機密保持に関する誓約書

(2) 入札説明会

参加登録者に対し、令和4年10月27日(木)14:00から、web会議(zoom)にて、本件の入札説明会を行う。説明会后、本件に係る見積書を令和4年11月2日(水)までに提出すること。本説明会への参加は任意とするが、見積書の提出については必須とする。

¹ 自己資本比率が著しく低い状態

² 当該契約の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合を除く。

(3) 入札

- ①入札方式 指名競争入札（最低価格落札方式）
- ②入札方法 入札書は別添3の入札要領に従い作成し、入札受付期間内に郵送又は持参にて提出すること。
- ③入札日時 受付開始日時：令和4年11月9日（水）10時30分
受付締切日時：令和4年11月9日（水）11時00分
- ④入札場所 高圧ガス保安協会 会議室3
東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 11階
- ⑤入札の無効 参加資格の無い者による入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- ⑥保証金 入札保証金及び契約保証金は全額免除する。
- ⑦その他 代理人による入札の場合、様式6委任状を提出すること。
入札参加に要する費用は入札者の負担とする。

(4) 開札及び落札者の決定

- ①開札日時 令和4年11月9日（水）11時00分
- ②立会人 各入札者の立会はそれぞれ2名までとする。入札者の立会が無い場合には、協会担当職員及び入札執行事務に関係のない協会職員を立会人とする。
- ③落札者の決定 有効な入札を行った者のうち、協会が別に定める予定価格以下であって、入札価格が低い者を落札者とする。
なお、開札を行った結果、予定価格の制限を満足する価格の入札がない場合には、直ちに再度の入札を行う。再度入札の提出期限までに入札がない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。また入札価格額が同額であった場合には、直ちにくじ引きを行い、落札者を決定する。

(5) その他

- ①契約書 落札者は、別添4の契約書案をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上で入札すること。
- ②交渉 本入札手続きに関する交渉は受け付けない。

4 公募条件

入札に参加できる事業者の条件は次のとおり。

- ① 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）による補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号のいずれにも該当せず、また、関係を有していないこと。
- ③ 破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体またはその構成員に該当せず、また、関係を有していないこと。
- ④ 過去3年の貸借対照表で債務超過をしていないこと又は直近の損益計算書で営業損失が2期続いていないこと³

5 問い合わせ先

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門 業務管理G オンライン講習推進T （担当者）木村、柴野

³営業損失が2期続いていた場合においても、純資産比率が20%以上ある場合等は除く。

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

TEL : 03-3436-6102 FAX : 03-3459-6613

e-mail : seminar@khk.or.jp

(様式1)

令和 年 月 日

高圧ガス保安協会
試験・教育事業部門 宛

入札参加申込書

国家試験等の実施方法の他事例調査及び非 PBT 方式の試験に係る基礎調査等に関する公募要領を了承のうえ、入札への参加を申し込みます。

1 事業者名： _____

2 所在地： _____

3 本件担当：部署名 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

e-mail アドレス _____

(参加申込を希望する事業者の方へ)

本申込書の 1~3 の全てを記入のうえ、添付書類と合わせて郵送又は持参のいずれかの方法によりご提出ください。提出は、公募期間中の必着とし、また会社印の無いものは無効とします。

なお、当協会に提出された本申込書に掲載されている情報は、本公募に関するこののみに使用し、他に流用することはいたしません。

(送付先)

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門 業務管理G オンライン講習推進T (担当者) 木村、柴野

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

TEL : 03-3436-6102 FAX : 03-3459-6613

e-mail : seminar@khk.or.jp

誓約書

当社は、下記1から3までのいずれにも該当せず、2及び3については将来においても該当しないことを誓約します。

記

- 1 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）による補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けている者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号に規定する者又はこれらの者との関係を有する者
- 3 破壊活動防止法（昭和27年7月21日法律第240号）に定めるところの破壊的団体またはその構成員との関係を有する者

以上

高压ガス保安協会 御中

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

機密保持に関する誓約書

当社は、国家試験等の実施方法の他事例調査及び非 PBT 方式の試験に係る基礎調査等への申込事業者に対する説明会及び入札の参加にあたり、高圧ガス保安協会から機密情報の提供があった場合については、提案書及び入札書を作成する目的のみに使用し、機密情報を厳格に保持するよう必要な措置を講じるとともに、第三者に開示、漏洩又は公開しないことを誓約します。

高圧ガス保安協会 御中

令和 年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名

印

国家試験等の実施方法の他事例調査及び非 PBT 方式の試験に係る基礎調査等に
係る仕様書

1. 件名

国家試験等の実施方法の他事例調査及び非 PBT 方式の試験に係る基礎調査等

2. 作業概要

本件は、高圧ガス保安法以外の法令における国家試験等¹を実施する事業者等を調査対象として国家試験等の実施方法の調査を行うほか、CBT を念頭とした非 PBT 方式の試験に関する学術的、技術的な基礎調査及び市場の動向調査を行い、高圧ガス保安法における検討に資するよう取りまとめるものである。

3. 作業仕様

調査は次に掲げる調査項目毎に、一次調査と二次調査の二段階で実施すること。調査期間は、本調査に係る請負契約締結の日から令和5年3月中旬ごろまでであって、別途、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が定める日までとする。なお、調査期間内に開催される委員会報告のため、調査結果の概要版（中間報告書）について取り纏めを行い、協会が別途定める日までに提出するとともに、協会の求めに応じ当該委員会へ出席し、必要な説明を行うこと。

A 国家試験等の実施方法に係る他事例調査

(1) 一次調査（アンケート調査）

① 調査対象

協会が提供する調査対象先を基にアンケート調査を実施すること。調査先は60件程度とし、本調査に不足する情報はインターネット等を用いた調査により補完して実施すること。また、調査の過程において、新たに情報を取得した場合及び協会が必要であると判断した場合は、協議の上、前述の調査先数の範囲で調査対象を追加すること。

② 調査方法

協会が提供するアンケート調査票を基にアンケート調査を実施する。本調査は、アンケートの配布、集計、回答率向上の観点から実施方法の工夫を行うこと。また、必要に応じて回答を促す連絡を行い回答率の向上に努めること。本調査は、12月下旬までを目途に実施すること。

(2) 二次調査（ヒアリング調査）

① 調査対象

(1) の調査結果を基に、非 PBT 方式の国家試験等を行っている機関に対して、具体的な実施状況に関するヒアリング調査を行うこと。調査先は7件程度とし、異なる

¹ 国家試験並びに技術検定及び検定に類する試験

取り組みを調査できるよう選定を行うこと。なお、(1)の調査結果に関わらず、協会が必要であると判断した場合は、協議の上、前述の調査先数の範囲で調査対象を追加すること。

② 調査方法

(1)の調査結果を踏まえて、非PBT方式の試験に関する関係資料、試験運営にあたっての方針、課題、マニュアル、本人確認の方法等の情報を可能な範囲で調査すること。具体的な調査日程、調査項目及び資料入手に関する費用の発生については、事前に協会と協議をして決定すること。また、本調査は新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮して実施すること。本調査は、3月初旬までを目途に実施すること。

B 非PBT方式の試験に係る基礎調査

(1) 一次調査（資料調査）

① 調査対象

- 非PBT方式の試験形態
- CBT方式で実施されている試験事例（特に国家試験、法定の制度に基づく試験）
- テスト理論（古典的テスト理論、項目反応理論等）
- 知識・技能の測定方法（適応型試験、連続測定、知的測定等²）
- CBT方式の試験形態の詳細調査（理論、事例どちらでもまとめて可）
 - ・プールすべき問題数³
 - ・問題に関して収集すべき情報の整理（正答率、識別値、回答時間等）
 - ・問題の公開
 - ・CBT方式との問題形式の適性（記述式、数式、図形、画像等）
- 非PBT試験サービスを提供している事業者の概要
- 問題データベース構築のためのシステム開発会社等の概要
- 非PBT方式における本人確認方法の整理
- 集合型試験とCBT方式の試験に係る費用比較シミュレーション（会場費、人件費等）

② 調査方法

国内外の文献等を対象に、CBT方式を念頭においた非PBT方式の試験方法に係る最新の技術動向について、次に掲げる項目を含めた資料調査を行うこと。

(2) 二次調査（現地等調査）

(1)の調査において、実際に体験、ヒアリング、イベントへの参加等により詳細な知見が得られることが期待される場合、当該方法による調査をすることができる。

なお、調査は契約金額の範囲内で予定し行うこと。

4. 納入物、納期及び納入場所

(1) 納入物

納入物：作業成果物の電子媒体1部

前記3.の作業仕様に基づく作業結果を取り纏め、マイクロソフト社製のオフィスソフト(docx、xlsx、pptxファイル形式)で作成された内容の加工等が可能な電子媒体と

² 株式会社教育測定研究所 HP https://www.jiem.co.jp/concept/pop_keitai.html

³ 通常年1回開催で1万人の受験者を見込む試験について、受験回数を年1-12回くらいの幅まで拡張させることを想定。

して、USBメモリ等の記録メディアに記録された状態又は協会が指定するクラウドストレージ等へ格納した状態で納品をすること。

(2) 納期

以下の期限を納期とすること。

令和5年3月24日

(3) 納入場所

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門 業務管理 G オンライン講習推進 T
〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

5. 検収方法

協会の担当者が、納入物をもとに審査し、その内容が本仕様書に規定された内容に一致しており、かつ、全作業が本仕様書で定めるところにより実施されたと認めたことをもって検収を行う。

6. その他

「3. 作業仕様」にない事項は、協会の指示によること。また、本仕様書において疑義が生じた場合は、直ちに協会の担当者と協議すること。

担当者：高圧ガス保安協会

試験・教育事業部門 業務管理 G

オンライン講習推進 T 柴野 祐太

Mail: Yuta.shibano@khk.or.jp

以上

入札要領

1 入札書について

- a) 入札書は様式4を用い、必要事項を入札者が記入すること。入札辞退の場合においても様式5を用い同様とする。
- b) 入札書には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む本作業を行う上で必要な一切の費用の総額を記載すること。
- c) 入札書に用いる印鑑（印影）は、入札者の印鑑証明と一致すること。
- d) 必要事項を欠く入札書があった場合には、協会担当職員及び入札執行事務に関係のない協会職員の確認をもって、その入札は無効とする。

2 入札の方法

- ①入札書を入れる封筒には入札書のみを入れて密封し、その封筒の表に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、件名を記載して提出すること。
- ②郵送による方法で入札に参加する場合、入札書を入れた封筒（再入札用を含む。）とその他の書類（入札指示書（指示が明確なもの）、見積書等）は一つの封筒に同封し、表に件名を記載すること。
- ③郵送による方法で入札に参加する場合、配達証明等配達履歴が残る方法により入札の受付開始日時までに下記担当者に送付すること。
- ④代理人による入札を行う場合、事前に様式6を下記担当者に提出すること。

3 落札後に提出が必要な書類

入札金額に対応する見積書を令和4年11月11日（金）までに提出すること。

4 その他

- a) 選定結果に対する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。
- b) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者側の負担とする。
- c) 提出書類は、返却しない。
- d) 代理人に手続きを委任する場合、委任した手続きに関する印鑑（印影）は、委任状により届出をしたものと一致させること。

5 問い合わせ先

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門 業務管理G オンライン講習推進T （担当者）木村、柴野

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

TEL：03-3436-6102 FAX：03-3459-6613

e-mail：seminar@khk.or.jp

(参考)

○入札書を入れる封筒の作成例

(表面)

入札事項：国家試験等の実施方法の他事例調査及び
非PBT方式の試験に係る基礎調査等

入札者：〇〇〇〇株式会社

令和4年11月9日開札、入札関係書類在中

(裏面)

岳 岳 岳

○入札書を封入した封筒とその他の書類を同封して郵送する場合の封筒の作成例

(表面)

105-8447

東京都区虎ノ門4-3-13
ヒューリック神谷町ビル11階

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門
業務管理G オンライン講習推進T
契約担当者 柴野 祐太 殿

件名 国家試験等の実施方法の他事例調査及び
非PBT方式の試験に係る基礎調査等

入札関係書類在中

親展

(裏面)

緘

入 札 書

入札事項：国家試験等の実施方法の他事例調査及び非 PBT 方式の試験に係る基礎調査等

入札金額（税込）： _____ 円（消費税等 _____ 円含む）

国家試験等の実施方法の他事例調査及び非 PBT 方式の試験に係る基礎調査等仕様書による受託者に要求される条件を満たしており、仕様書に基づく指示の遵守又は仕様書に明示されていない事項であっても当然必要であると解釈される事項については、高圧ガス保安協会の指示に従い実施することとし、上記の金額をもって入札します。

なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して作業を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、高圧ガス保安協会の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門 御中

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人氏名

電子くじ番号

--	--	--

※任意の3桁の数字を記入

入札辞退届

件名：国家試験等の実施方法の他事例調査及び非 PBT 方式の試験に係る基礎調査等

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門 御中

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理者氏名

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、貴協会との取引において次の事項に関する権限を委任します。

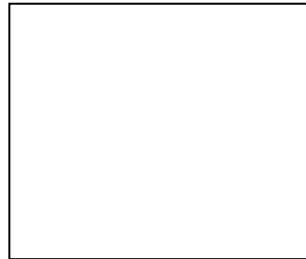
記

代理人氏名 (所属部署名)
(役職名、氏名)

- 委任事項
1. 入札の参加登録に関する事項
 2. 見積り並びに入札及び開札の立会に関する事項
 3. 契約の締結及び請書の提出に関する事項
 4. 請求書の発行に関する事項
 5. 上記に付帯関連する事項

※ 委任事項については、その内容に応じて変更すること。

代理人使用印鑑



高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門 御中

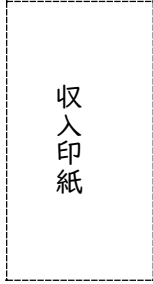
住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理者氏名



国家試験等の実施方法の他事例調査及び非 PBT 方式の試験に係る基礎調査等
に係る請負契約書 案

高圧ガス保安協会（以下「甲」という。）は、（以下「乙」という。）
と「国家試験等の実施方法の他事例調査及び非 PBT 方式の試験に係る基礎調査等」について、
次の条項により請負契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、「国家試験等の実施方法の他事例調査及び非 PBT 方式の試験に係る基礎調査等」（以下「請負作業」という。）を乙に発注し、乙はこれを請け負うものとする。

(請負期間)

第2条 乙は、令和4年▲月▲日（以下「請負期間」という。）までに請負作業を完了しなければならない。

(請負金額)

第3条 甲は、乙に対し、請負作業の実施に必要な経費として、第12条に基づき
金▲▲▲▲円（消費税及び地方消費税▲▲▲▲円を含む）を支払うものとする。

(仕様書の遵守)

第4条 乙は、別添の「国家試験等の実施方法の他事例調査及び非 PBT 方式の試験に係る基礎調査等に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）に従って請負作業を実施しなければならない。

2 甲及び乙は、請負作業の実施にあたり仕様書に誤謬若しくは脱漏又は変更の必要があると認めるときは、直ちに相手方に通知しなければならない。

3 前項の場合において、請負作業の内容、請負期間及び請負金額を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ書面により定めるものとする。

(仕様書不適合の場合の改造義務)

第5条 甲は、乙の請負作業が仕様書に適合しないと認めるときは、第8条に規定する甲の検査に合格するまでいつでも再作業を請求することができ、乙はこれに従わなければならない。ただし、乙は、このために請負金額を増額し、又は請負期間を延長することはできない。

(一般的損害)

第6条 請負作業中に乙の故意又は過失により生じた損害については、乙の負担とする。ただし、甲の責めによる場合の損害についてはこの限りではない。

(天災その他不可抗力による損害)

第7条 請負作業中に天災その他不可抗力によって既済作業部分に関し損害を生じたときは、乙は事実発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。この場合においては、損害の負担は乙とする。

(納入)

第8条 乙は、請負作業について甲の指定する納入場所に納入し、第4条に定める仕様書に従って甲の検査を受けなければならない。

2 請負作業は前項の検査に合格したときに完了するものとし、この完了をもって所有権は乙から甲に移転する。

3 甲は必要に応じて、乙に対して検査合格証を発行できるものとし、この場合においては検査合格証の発行をもって所有権は乙から甲に移転する。ただし、検査合格証を発行する場合は、甲は乙に対して納入前にその旨を通知しなければならない。

4 乙は、第1項の検査に合格しないときは、すみやかに再作業又は修正して再び甲の検査を受けなければならない。ただし、乙はこのために請求金額を増額することはできない。また、乙は、甲の書面による承認のある場合を除いて、請負期間を延長することはできない。

(遅延の報告)

第9条 乙は、請負作業を請負期間までに完了することができないと見込まれるときは、すみやかに甲に対し様式第1により遅延報告書を提出し、甲の指示を受けなければならない。

(納期の延期)

第10条 乙は、天災その他正当な理由により請負作業を請負期間までに完了することがで

きないときは、その理由を明らかにして甲に請負期間の延期を請求することができる。

- 2 甲は、請負期間の延期理由がやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の延期を、必要な場合条件を付して書面により承認することができる。

(損害賠償金)

第11条 甲は、乙が自己の責に帰すべき理由により、請負作業を請負期間までに完了できない場合においても、請負期間後に納入する見込みがあるときは、損害賠償金として延滞期間に対し、契約金額の年5パーセントの割合で計算した金額を乙から別途徴収して請負期間の延期を認めることができる。

(請負金の支払)

第12条 甲は第8条の規定により請負作業の完了を受け、乙の提出する支払請求書を受領したときは、受領した月の翌月末までに請負金を支払うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、相手方がこの契約の条項に違反したと認められるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が契約を履行することができないと明らかに認められるときは、請負作業を中止させ、契約を解除することができる。
- 3 前二項の場合、甲は、乙に違約金を請求することができる。

(賠償金、違約金の控除)

第14条 乙がこの契約によって生じた賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲が乙に支払う金額の中からその金額を控除して支払い、控除してもなお不足を生じるときはその不足額を追徴する。

(知的所有権の範囲)

第15条 この契約において「知的所有権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、
実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、
意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、
半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、
種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「工業所有権」と総称する。)

- 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「工業所有権を受ける権利」と総称する。）
 - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）
 - 四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この契約において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
 - 3 この契約において知的所有権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

（発明等報告書の提出）

- 第16条 乙は本契約に基づく請負作業の結果により発明等が発生した場合は遅滞なく、甲に様式第2により発明等報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、発明等報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料等の提出を求めることができる。

（知的所有権の帰属）

- 第17条 乙が本契約に基づく請負作業を実施することにより発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的所有権は甲に帰属するものとする。ただし、乙の既存の知的所有権は、甲に帰属するものではない。
- 2 前項の規定により甲は乙から無償で工業所有権を受ける権利の承継若しくは工業所有権又は著作権若しくはノウハウの移転（以下「承継等」という。）を受けるものとする。
 - 3 前項の承継等の時期は、甲の指示によるものとし、甲はその指示を原則として乙が行う権利の設定登録後に行うものとする。ただし、甲が特に必要があると認めるときは、乙の権利

の設定登録に先立って工業所有権を受ける権利の承継を指示することができるものとする。

- 4 乙は、請負作業に係る発明等の著作物に係る著作権を甲及び甲の許諾する第三者が実施することについて、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(工業所有権の出願等)

第18条 前条に掲げる発明等に関して乙が行う工業所有権の出願、外国出願、出願後の維持管理等については、乙は甲が別に定める規程に従うものとし、必要に応じ甲は乙に指示するものとする。

(知的所有権の実施又は利用)

第19条 甲は、乙から知的所有権の実施の申請がある場合には、当該申請が適当と認められるときに限り、適正な条件で乙に当該知的所有権を実施させ、又は利用させることができる。この場合においては、乙は甲が別に定める規程に従うものとし、必要に応じ甲は乙に指示するものとする。

(承継等に係る経費の負担)

第20条 甲は、工業所有権の設定登録の出願から設定登録までに要した経費(以下「出願費」という。)、特許料、登録料若しくは手数料(以下単に「登録料」という。)又は発明等を行った者(著作物の創作者を除く。)に対する出願補償金及び登録補償金(以下発明等補償金という。)について、負担するものとする。

- 2 前項の場合において、甲が負担する発明等補償金の額は、甲が別に定める発明等補償金の額と乙の内部規則により算定する発明等補償金の額のいずれか低い額とする。

- 3 乙は、前二項の出願費、登録料又は発明等補償金について、甲の負担すべき分を一括して支払うものとし、甲の当該工業所有権等の承継等の後、当該支払を証する書類を示して出願費、登録料又は発明等補償金を甲に請求するものとする。

- 4 甲は、前項の請求を受けたときは、出願費、登録料又は発明等補償金を乙に支払うものとする。

(技術情報の封印等)

第21条 乙は、乙が必要とする場合は本契約の締結時に既に所有している技術情報であっても重要なものを記録化し、本契約の締結後 2 ヶ月以内に封印申請書を甲に提出するものとする。

- 2 前項の封印申請書の提出があったときは、甲及び乙は、両者立会いのうえ記録の封印を実施するものとする。
- 3 封印された記録は、乙が保管し、封印された記録のリストを甲及び乙が各々保管する。
- 4 甲は、封印された記録を開封することとなった場合、開封により知り得た技術情報を使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(請負業務の成果に関する内部規則の整備)

第22条 乙は、乙の役員又は従業員(以下「従業員等」という。)が請負業務を実施した結果得られた成果に係る工業所有権を受ける権利及び著作権を従業員等から乙に帰属させる旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業員等と締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めなければならない。ただし、乙が工業所有権を受ける権利及び著作権を従業員等から乙に帰属させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めており、これらを当該請負作業に適用できる場合は、この限りでない。

(成果の発表又は公開)

- 第23条 乙は、請負作業の結果得られた成果を発表若しくは公開し、又はそのために発明等報告書を翻案しようとするときは、あらかじめ書面で甲に届出なければならない。この場合、乙は、特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の請負作業の結果得られたものであることを明示しなければならない。
- 2 甲は、前項の届出の内容に、未出願特許、ノウハウの研究開発の管理上の観点等から、発表若しくは公開されることが不適切なものが含まれるとき、又は甲の請負作業の結果得られたものであることが明示されていない理由が不適切なときは、当該発表若しくは公開等を中止し、又は乙に修正を指示するものとし、乙はこれに従わなければならない。
 - 3 乙は、前二項に基づき、既に発表又は公開された成果を再度発表又は公開したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(秘密保持)

- 第24条 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の技術上及び業務上の情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- 一 相手方から開示、提供を受けた情報が既に公知の場合
 - 二 相手方から開示、提供を受けた情報が甲又は乙の責によらず公知となった場合
 - 三 相手方から開示、提供を受けた情報を第三者に開示することにつき、相手方から事前に文書による同意を得た場合

(目的外使用の禁止)

第25条 甲及び乙は、相手方から開示された情報を本契約の遂行以外の目的で使用してはならない。

(契約不適合責任)

第26条 甲は、乙に対し、乙の請負作業が契約内容に適合しない場合、検査完了後、その不適合の事実を知った時から1年以内に、その旨を乙に通知して、履行の追完請求、報酬の減額請求、損害賠償及び契約を解除することができる。

(合意管轄)

第27条 本契約より生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約書の解釈)

第28条 この契約書の条項について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、甲乙協議のうえ決定する。

特記事項

【特記事項】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第2条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第3条 甲は、第1条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連携して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第4条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名捺印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号
ヒューリック神谷町ビル
高圧ガス保安協会
▲▲ ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲

乙 ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
▲▲▲▲▲
株式会社▲▲▲▲▲
▲▲ ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲

様式第 1

記号 及び 番号
令和 年 月 日

高圧ガス保安協会
(職名、氏名) 殿

所在地
名称代表者氏名 印

国家試験等の実施方法の他事例調査及び非 PBT 方式の試験に係る基礎調査等
に係る請負作業遅延報告書

標記の請負作業について遅延が生じたので、契約書第 9 条の規定により下記のとおり
報告します。

記

1. 請負年月日及び金額
2. 遅延の原因及び内容
3. 遅延に係わる金額
4. 遅延に対してとった措置
5. 請負作業の遂行と完了日の予定
6. 遅延が請負作業に及ぼす影響

様式第2

記号 及び 番号
令和 年 月 日

高压ガス保安協会
(職名、氏名) 殿

所在地
名称代表者氏名 印

国家試験等の実施方法の他事例調査及び非 PBT 方式の試験に係る基礎調査等
に係る発明等報告書

標記の請負作業について下記の発明等を行いましたので、契約書第16条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 契約年月日及び契約名
2. 職務上の発明等の名称 (注1)
3. 発明等の概要 (注2)
4. その他

(注1) 該当する次の(1)～(2)の事項を記載する。

- (1) 発明、考案、創作及び案出については、当該発明、考案、創作及び案出に係る物品の名称
- (2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類(構造、技術、機能)

(注2) 該当する次の(1)～(2)の事項を記載する。

- (1) 発明、考案、創作及び案出については、当該発明、考案、創作及び案出の抄録及び図面等
- (2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の図面及び当該半導体集積回路の説明書